

● 生活規程（服装・頭髪・その他）

1 制服について

制服は以下のAまたはBのいずれかを正しく着用する。

A （1）上着・スラックス（本校所定）・Yシャツを着用する。

（2）Yシャツは、白無地のノーマルカラーとする。

（3）夏季（6月～9月）は、スラックス・Yシャツ又は白・紺のポロシャツ（本校所定）を着用する。

B （1）上着・スカート・リボン（本校所定）、ブラウスを着用する。

（2）ブラウスは、白無地のものとする。

（3）夏季（6月～9月）は、スカート・ブラウス又は白・紺のポロシャツ（本校所定）を着用する。リボンは着用しなくてもよい。

（4）冬期はストッキングを着用してもよい。着用する際は黒の無地のものとする。

（5）スカート丈は、膝の中心にかかることとする。

A・B共通事項

（1）セーター・ベストを着用する場合は、本校所定のものとする。

（2）通学用靴については、華美な飾りのあるもの及び極端にかかとの高いものやブーツ・サンダル類は禁止とする。

（3）靴下は黒・紺・白の単色とする。

（4）更衣の前後1か月は移行期間とする。

2 頭髪について

（1）人為的に手を加えることにより、髪の毛の色を変容させることは禁止する。

（2）カールやパーマ・エクステンション・額横上部までの極端な刈り上げ（マンバンヘア等）は禁止とする。

3 その他

（1）化粧（眉のそり落とし、そり込み、つけまつげを含む）・ネイル・ピアスなどの装飾品は禁止する。

（2）コートを着用する場合は、上着着用時のみとする。

● アルバイト規程

1 アルバイトは届出制とし、保護者の責任においておこなうこととする。

以下の条件を厳守することとする。

理由 学費補助、家計補助

職種 危険を伴う業務・高校生としてふさわしくないとされる職種は除く。

時間 午後8時まで

2 1年次は1学期中間考査終了以降とする。

● 交通規程

- 1 (1) 原付一種（125cc 以下・4.0KW以下）免許取得は休業日とする。
(2) 原付一種の免許を取得したものは、速やかに登録届を提出する。
 なお、登下校に使用してはならない。
(3) 自動二輪車の免許取得は禁止とする。
(4) 普通自動車免許の取得については、3年次の定められた期日以降とする。
 ・自動車学校の入校は、3年次の11月1日以降とし、所定の手続きを経た後、許可をする。
 ・自動車免許の取得は、3年次の2月1日以降とし、取得後は速やかに学校へ報告する。
(5) 取得した普通自動車免許証は保護者が管理し、卒業まで運転はしない。

- 2 自転車通学をする者は、必ず登録をして、指定のステッカーを通学用自転車に貼付すること。